

住民監査請求の流れ（監査委員による監査の場合）

請求書の受付（收受）

（補正）

受付日の翌日から60日以内

請求書の要件審査（受理審査）

要件を満たしている

要件を満たしていない

監査を実施しない(却下)

監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述
関係職員等の陳述の聴取
関係書類の調査等

監査結果の決定（勧告・棄却・却下）

市長などへの勧告

請求人へ通知

公表

* 監査委員が請求に理由があると認め勧告を行った場合

市長などが措置結果を監査委員に報告

請求人へ通知

公表

住民訴訟
(30日以内)